

## 徳島県告示第441号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年8月21日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
吉野川市美郷字大野9の33
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため